

# 「令和7年度 豊田市立前林中学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

### (1) 基本的な考え方

- ア いじめ・不登校のない学校をめざす。
- イ 不登校生徒を含めて、全ての生徒の居場所づくりに取り組む。
- ウ 生徒の精神的健康の保持・増進、不適応の予防・早期発見に努め、健全な生活を送ることができるようとする。

### (2) 基本的な方策

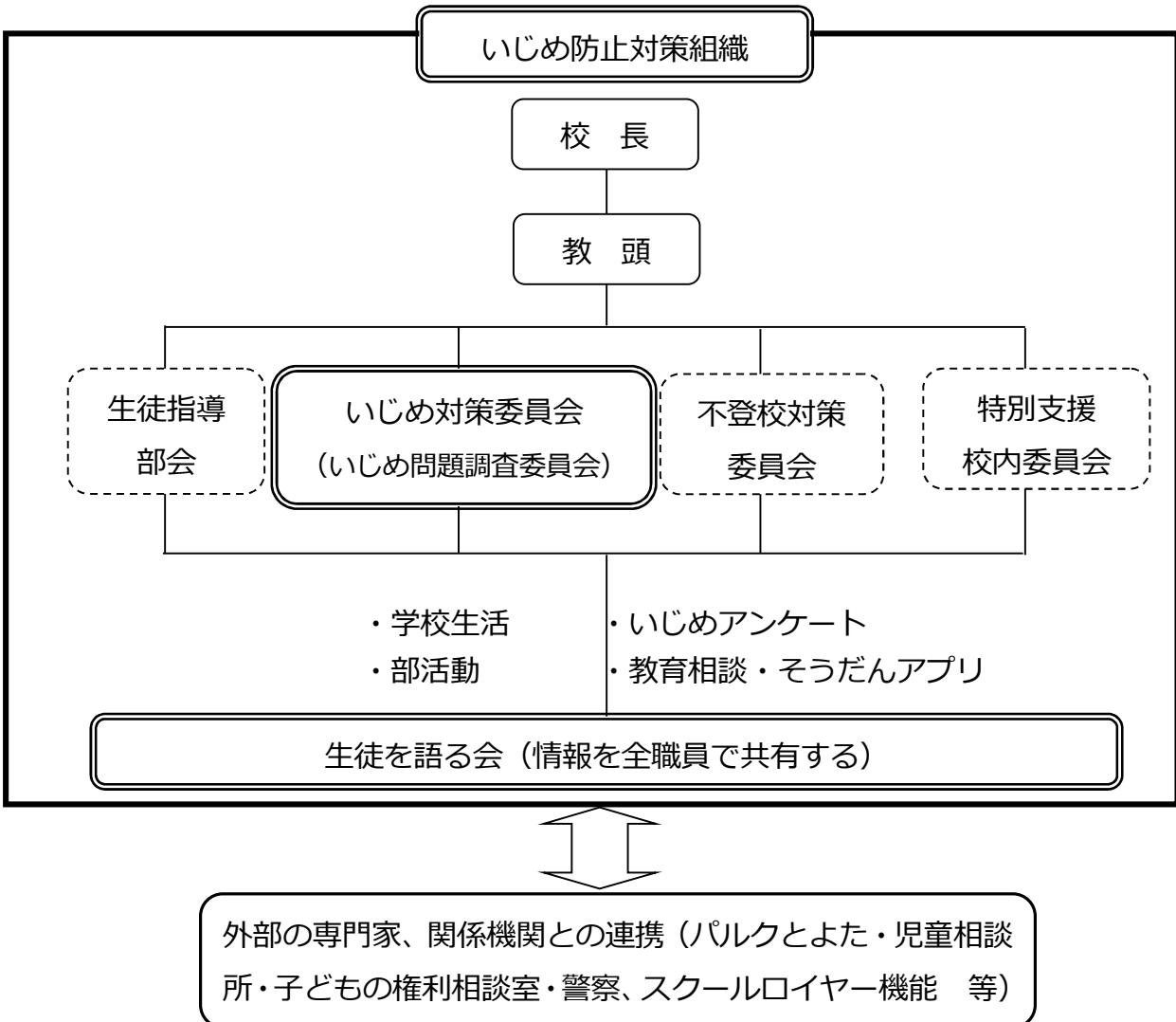
- ア 互いに認め合い、励まし合い、高め合える集団を育てることで、生徒間の望ましい人間関係の形成を図る。
- イ 配慮をする生徒に対し、個に応じた活動の場を与えるとともに、一人一人が認められる場をつくる。【朝の会・帰りの会・学年集会・通信等】
- ウ いじめ・不登校の早期発見、早期対応に努める。  
【そうだんアプリ・生活記録・いきいき（いじめ）アンケート・部会情報交換】
- エ 人間的なふれあいやカウンセリングマインドを大切にし、生徒の内面理解に努めるとともに、教育相談活動を通して、信頼関係を深める。【教育相談】
- オ 相談の窓口を広げ、生徒および保護者に対して、いろいろな角度から接する機会を設け、生徒の精神的健康の保持増進を図る。【スクールカウンセラー・心の相談員】
- カ 担任が一人で抱えることのないように、学校全体で担任を支える。

### (3) めざす生徒像

- ア 自尊と惻隱の心をもち、思いを響かせ主体的に活動する生徒
- イ 問題解決を図るために必要な学力を備えた生徒
- ウ 健康と安全、人権への意識が高く、命を大切にする生徒
- エ いじめ0宣言を基に、いじめが起きないような人間関係や学級づくりができる生徒

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「生徒を語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。



(1) 「校内いじめ対策委員会」の役割

**ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認**

- ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

**イ 教職員への共通理解と意識啓発**

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

**ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発**

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

**エ いじめへの対処**

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を

兼ねる。

- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時のいじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

## (2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

- |       |             |                  |       |
|-------|-------------|------------------|-------|
| ○校長   | ○教頭         | ○教育相談コーディネーター    | ○教務主任 |
| ○校務主任 | ○教育相談主任     | ○生徒指導主事（主任）      | ○学年主任 |
| ○養護教諭 | ○スクールカウンセラー | ○スクールソーシャルワーカー 等 |       |

※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える

- |         |            |             |
|---------|------------|-------------|
| ○主任児童委員 | ○学校運営協議会委員 | ○P T A代表者 等 |
|---------|------------|-------------|

## (3) 「生徒を語る会」の役割

- ・教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

## (4) 「いじめ対策委員会」「生徒を語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 每月職員会議後、「生徒を語る会」を開催し、日常の生徒の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) 未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり学年づくりを進める。
  - ・体育祭（5月）
  - ・部活動壮行会（6月）
  - ・修学旅行（6月 3年）
  - ・自然教室（1月 2年）
  - ・文化祭（10月）
  - ・マラソン大会（12月）
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
  - ・保健学習（学校保健委員会 11月・思春期教室 6月 3年）
  - ・人権集会（12月）
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
  - ・学活による情報モラル指導・デジタルシティズンシップ教育

- オ 生徒の自主的な活動
- ・生徒会主体で「前中シップ」を制定した。前中生としての理想の姿を明文化し、いじめのない健やかな前中生の育成に努める。
  - ・級長会を中心として「いじめ0宣言」を策定した。健全な人間関係の育成や安心のある学級づくりに努める。
- カ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。

## (2) 早期発見の取組

- ア いじめアンケートを毎月実施し、また、教育相談アンケートを年に4回実施し、テスト週間に生徒個々との教育相談を行い、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ 月に1回の「教職員チェックシート」による点検や年に2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や生徒の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- カ 教職員間で情報共有する「生徒を語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- キ 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

## (3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について生徒に聞き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、事実を正確につかむようにする。
- エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。
- オ いじめを行った生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター(パルクとよた)のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田・加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ 対応が困難な場合などは、パルクとよたに対応の相談をし、適切な助言等を受ける。
- ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ケ 学校外で発生したいじめについて、生徒が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。
- コ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、警察署とも連携して行う。

## (4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

### <いじめが止んだと判断する目安>

- ・いじめを受けた生徒が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた生徒の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの生徒や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

#### **4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応**

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告し、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会(いじめ対策委員会が兼ねる)」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

#### **5 学校の取組に対する検証・見直し**

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、生徒や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」、「【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」を年2回(7月、1月)、「保護者アンケート」を年1回(11月)実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

#### **6 その他**

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<参考資料 取組の年間計画>

	校内いじめ・不登校対策委 P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	未然防止の取組 ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○教育相談活動計画の提案 ○いじめ対策委員会 ○現職研修 ○いじめ対策委員会 ○全教職員による「学校いじめ防止基本方針」の確認 ○いじめ対策委員会 ○教職員による「点検と見直しのチェックシート」の実施→検証 ○Hyper-QU研修 ○いじめ対策委員会 ○現職研修 ○いじめ対策委員会 ○いじめ対策委員会 ○いじめ対策委員会 ○いじめ対策委員会 ○いじめ対策委員会 ○いじめ対策委員会 ○いじめ対策委員会 ○いじめ対策委員会 ○いじめ対策委員会 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討(週1回)	早期発見の取組 ○学級開き、学年開き ○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○体育祭 ○学校保健委員会 ○部活動壮行会 ○修学旅行(3年) ○薬物防止集会(2年) ○学校保健委員会 ○いじめアンケート ○教育相談アンケート ○健康診断 ○いじめアンケート ○①教育相談週間 ○いじめアンケート ○②教育相談週間 ○いじめアンケート ○教育相談アンケート ○③教育相談週間 ○いじめアンケート ○人権集会 ○朝清掃ボランティア ○マラソン大会 ○自然教室(2年) ○卒業を祝う会 ○卒業式 ○道徳教育、体験活動の充実 ○SCによる相談 ○生活記録 ○そうだんアプリの活用	保護者・地域との連携 ○学校説明会 ○父母教師会常任理事会 ○学校運営協議会 ○リサイクル活動 ○父母教師会常任理事会 ○コミュニティスクール連絡会議 ○個別懇談会 ○父母教師会常任理事会 ○父母教師会常任理事会 ○ふれあい祭り ○父母教師会バザー ○父母教師会常任理事会 ○リサイクル活動 ○保護者アンケート ○個別懇談会 ○父母教師会常任理事会 ○コミュニティスクール連絡会議 ○個別懇談会(3年) ○父母教師会常任理事会 ○学校運営協議会 ○父母教師会常任理事会 ○学校公開(月1回)
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
通年				